

児童向け地域の職業を知るハンドブック（仮称）作成業務企画提案審査要領

この企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）は、岩手県沿岸広域振興局（以下、「県」という。）が実施する「児童向け地域の職業を知るハンドブック（仮称）作成業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するために行う、企画コンペの提案審査について必要な事項を定めるものです。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画コンペの審査は、本業務の企画審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとします。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行うものとします。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び審査委員会でのプレゼンテーションに基づいて行います。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3位まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位を付けて県に報告するものとします。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ総合順位を決定するものとします。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、委員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価します。
- (4) 審査委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められる場合などにより、本業務の企画コンペ実施要領4(2)アに定める審査委員会の開催日において、順位の決定又は(3)に定める評価の決定に至らなかった場合においては、後日、再審査のうえ順位等を決定するものとします。この場合、持ち回りによって審査、決定することもできるものとします。
- (5) 審査委員会は、順位等を決定するにあたり、本業務等の執行に関しての意見を付すことができるものとします。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で通知します。

4 審査項目等

別紙のとおり。

別紙

審査項目及び審査観点		配点
1	目的の理解度及び合致度	【10】
	・発行の目的を正確に理解した編集方針であること	5
	・業務スケジュールが妥当であること	5
2	企画提案内容の精度	【30】
	・企画提案書等が具体的で分かりやすい内容にまとめられていること	10
	・写真・イラスト等を有効に活用し、見やすいレイアウト・編集・デザインになっていること	10
	・児童の興味・関心を得る工夫が提案されていること	10
3	業務遂行能力及び見積内容	【10】
	・業務遂行能力を有し、提案内容を確実に履行できる業務実施体系が十分に構築可能と認められること	5
	・業務内容及び業務量に応じた費用積算となっていること	5
合計		【50】

採点基準	5点の項目	10点の項目
非常に優れている	5	10
優れている	4	8
問題ない（中位点）	3	6
やや問題あり（一部修正が必要）	2	4
問題あり（大幅な修正が必要）	1	2
採用できない	0	0